



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年7月26日金曜日 第2490号

◇ 目 次 ◇

指定障害福祉サービス事業者の指定..... (障害福祉課) ... 562
 指定自立支援医療機関の指定..... (") ... 562
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 563
 落札者等の告示..... (土木管理課技術企画室) ... 563
 公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 563
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局四国中央保健所) ... 563
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 565
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (中予地方局環境保全課) ... 565
 道路の供用開始(県道小田柳谷線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 567

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 567
 高純度ゲルマニウム多重波高分析装置の購入..... (会計課) ... 568

公営企業公告

人工心肺装置の購入..... (公営企業管理局総務課) ... 569
 血管連続撮影装置の借入れ..... (") ... 570
 愛媛県立今治病院医療情報システム導入事業..... (") ... 571

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第869号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成25年7月26日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200513	有限会社ジェイコム鳥生	松山市北条辻20番地33	鳥 生 明	就労継続支援B型	さとやま	今治市菊間町佐方436番地2	平成25年 6月1日
3810300438	株式会社みずき	宇和島市吉田町深浦2番耕地550番地7	森 川 直 樹	居宅介護	ヘルパーステーションみずき	宇和島市川内甲957-4	平成25年 6月5日
3810300438	株式会社みずき	宇和島市吉田町深浦2番耕地550番地7	森 川 直 樹	重度訪問介護	ヘルパーステーションみずき	宇和島市川内甲957-4	平成25年 6月5日

○愛媛県告示第870号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年7月26日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
三島中央薬局	四国中央市三島中央五丁目9-48	愛ファーマシー株式会社	薬局(育成医療・更生医療)	平成25年 6月1日

○愛媛県告示第871号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ西条氷見店
西条市氷見乙1184番地 外
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山 明憲
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山 明憲
(4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年 3月10日
(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,430平方メートル
(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
197台
イ 駐輪場の収容台数
127台
ウ 荷さばき施設の面積

109平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

74.5立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時 閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時40分から午前0時20分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成25年 7月 9日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第872号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年 7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 7 columns: 落札に係る物品等の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日

○愛媛県告示第873号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（妻島陵墓参考地墳丘外形調査に伴う基準点測量他）

2 作業期間 平成25年 5月21日から 27日まで

3 作業地域 四国中央市妻島町

○愛媛県告示第874号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年 7月26日

愛媛県四国中央保健所長 竹 内 豊

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

梅錦山川株式会社
四国中央市金田町金川14番地
代表取締役 山川 浩一郎

2 事業場の名称及び所在地

梅錦山川株式会社
四国中央市金田町金川14番地

3 特定施設に関する事項

(1) 樽洗浄機

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第10号 口洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり20樽処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後2週間	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	週2回	
特定施設の1日当たりの使用時間	3時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	夏期に多い	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10 最大 7～11
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 630 最大 690
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 210 最大 230
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 220
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 35 最大 40
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0.6 最大 1.2	

(2) ろ過施設

特定施設の種 類	政令別表第1第10号 二ろ過施設
特定施設の能力	1時間当たり500リットル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに

工事の完成予定年月日	着工後2週間	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	週2回	
特定施設の1日当たりの使用時間	7時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	夏期に多い	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5 最大 4～6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5,900 最大 6,500
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 330
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 95 最大 108
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 17 最大 21
	通常 0.5 最大 0.6	

(3) 湯煮施設

特定施設の種 類	政令別表第1第10号 水湯煮施設	
特定施設の能力	1回当たり1,000リットル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後2週間	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	週2回	
特定施設の1日当たりの使用時間	7時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	夏期に多い	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5 最大 4～6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5,900 最大 6,500
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 330
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 95 最大 108

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 17 最大 21
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.5 最大 0.6

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	昭和63年10月7日		
処 理 施 設 の 種 類	活性汚泥法		
処 理 施 設 の 型 式	生物処理+物理処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 14.7メートル 横 21.6メートル 高さ 5.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり400立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥+凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	11月から3月が多い		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 6.0~11.0	通常 7.0 最大 6.0~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 324 最大 360	通常 24 最大 35

浮遊物質 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 297 最大 336	通常 15 最大 30
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 17.2 最大 19.4	通常 3.0 最大 8.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 19.8 最大 27.7	通常 0.4 最大 0.9
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 163 最大 191	通常 163 最大 191

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 24 最大 35
	浮遊物質 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 30
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3.0 最大 8.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.4 最大 0.9
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 163 最大 191	

備考 この他に雨水排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第875号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般-23)第372号	平成23年 11月20日	(有)近藤工務店	近藤 勝美	西条市樋之口313-1	平成25年 6月24日	土木工事業、建築工事業 及び・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第876号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び東温市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年 7月26日

愛媛県中予保健所長 竹之内 直 人

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター
東温市横河原366
院長 岩田 猛
- 工場の名称及び所在地
独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター
東温市横河原366
- 特定施設に関する事項
(1) 91サービス棟(厨房)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第68の2号 イちゅう房施設	
特定施設の能力	収容可能病床数459名規模	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成26年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成26年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	6時～17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	10時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.9～7.1 最大 7.2～7.4
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 121 最大 128
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 60
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 48 最大 56
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 6
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 7 最大 7	

(2) 3手術室

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第68の2号 口洗浄施設	
特定施設の能力	手洗い：1分間当たり12リットル及び18リットルを過流し：1分間当たり10リットル給水	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成26年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成26年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	8時30分～17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	7時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.9～7.3 最大 7.4～7.8
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 50.7 最大 59.3

浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	100
	最大	107
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 27 最大 31
りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 3	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 3 最大 3	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 92総合汚水処理施設

設置年月日	昭和52年6月18日		
処理施設の種類	生物処理		
処理施設の型式	硝化液循環活性汚泥方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 35.4メートル 横 25.5メートル 高さ 6.6メートル		
処理施設の能力	1日当たり530立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	硝化液循環活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 180 最大 220	通常 20 最大 30
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 250	通常 10 最大 20
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 50	通常 10 最大 15
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 4 最大 5	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 245 最大 530	通常 245 最大 530	

(2) 104医療汚水処理施設

設 置 年 月 日	昭和53年12月20日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	-		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 6.5メートル 横 14メートル 高さ 8.35メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中 和		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8.0~11.0 最大 8.6~11.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 45 最大 220	通常 45 最大 220
	浮遊物質量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 50 最大 250	通常 50 最大 250
	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 4 最大 50	通常 4 最大 50

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常	4	通常	4
	最大	5	最大	5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	18	通常	18
	最大	24	最大	24

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 10 最大 15
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 1 最大 2
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 245 最大 530

備考 この他に、雨水排水口・雨水排水ますが6箇所ある。

○愛媛県告示第877号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	喜多郡内子町本川3737番11	平成25年 7月26日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 7月11日	特定非営利活動法人 松山自殺防止センター	堀 口 道 春	松山市千舟町 5 丁目 6 - 3	このセンターは、ビフレンダース憲章に則り、人生における苦悩、孤独、絶望、抑うつ、悲嘆等により、自殺の意思を示すなど、危機が迫っている人に対して、感情的な支援を行うと共に、自殺に関する事項について社会一般に広く周知を図り、自殺の防止を図る事によって、公益に貢献する事を目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

高純度ゲルマニウム多重波高分析装置の購入

(2) 購入物品名及び数量

高純度ゲルマニウム多重波高分析装置 1式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

平成26年 3月14日(金)

(5) 納入場所

愛媛県原子力センター

(八幡浜市保内町宮内 1 番耕地485番地 1)

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札によることができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場

所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成25年 9月11日(水)午前 9 時から同月12日(木)午前10時59分まで

紙入札による場合は、平成25年 9月12日(木)午前10時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成25年 9月12日(木)午前11時00分

愛媛県総務部会議室(入札室) 本館 2 階

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成25年 9月 4 日(水)午後 5 時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: High Purity Germanium Detector System with Automatic Sample Changer , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:59 a.m. , 12 September 2013
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 7月26日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
人工心肺装置の購入
- (2) 購入物品名及び数量
人工心肺装置 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成25年12月13日(金)まで
- (5) 納入場所
愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号
愛媛県立新居浜病院

- (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8⁽¹⁾又は⁽²⁾の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当しない者であること。

- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 入札書の受領期限
契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
平成25年 8月21日(水)午後 5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、平成25年 9月 5日(木)から平成25年 9月 9日(月)までの電子入札システム稼働時間中（午前 9時00分から午後 8時00分まで（ただし、9月9日は午前 9時59分まで））。

紙入札による場合は、平成25年 9月 9日(月)午前 9時59分まで。

- (5) 開札の日時及び場所
平成25年 9月 9日(月)午前10時00分
愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館 2階）
- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)912 2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成25年 8月21日(水)午後 5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Artificial Heart lung Machine , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 9 September 2013
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 7月26日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
血管連続撮影装置の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
血管連続撮影装置 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成26年 1月 1日から平成31年12月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県新居浜市本郷三丁目 1 番 1号
愛媛県立新居浜病院
- (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
平成25年 8月21日（水）午後 5 時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、平成25年 9月 5日（木）から平成25年 9月 9日（月）までの電子入札システム稼働時間中（午前 9 時00分から午後 8 時00分まで（ただし、9月 9日は午前 9 時59分まで））。
紙入札による場合は、平成25年 9月 9日（月）午前 9 時59分まで。

- (5) 開札の日時及び場所
平成25年 9月 9日（月）午前10時10分
愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館 2階）

- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)912 2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成25年8月21日（水）午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Angiography , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 9 September 2013
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 7月26日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

(1) 事業名

愛媛県立今治病院医療情報システム導入事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業実施場所

愛媛県今治市石井町四丁目5の5

(3) 事業内容

入札説明書等による。

(4) 事業期間

事業契約の締結の日から平成32年10月12日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 応募者の構成

ア 本事業の入札に参加する資格要件を有する者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた単独法人又は複数法人グループ（以下「応募者」という。）とする。

イ 応募者は、入札説明書等に示す、本事業におけるシステム構築等を主体的に実施する法人（以下「システムベンダ」という。）と、県と賃貸借等に関する契約を締結する法人（以下「リース会社」という。）より構成されるものとする。なお、システムベンダがリース会社を兼ねることは可能とする。

ウ 応募者を構成する法人の中から、入札手続きを主体的に行う1法人（以下「代表企業」という。）を定め、一般競争入札参加資格要件確認申請書で明らかにしなければならない。

(2) 参加資格要件

応募者を構成する法人はいずれも以下の要件を満たすこと。ただし、エに規定する要件については、複数法人グループで本入札に参加する場合には、応募者を構成する法人のいずれかが満たしていればよいものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 一般競争入札参加資格要件確認基準日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止措置の期間中にない者であること。

ウ 一般競争入札参加資格要件確認基準日において、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条に規定する平成25年度における競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

エ 平成19年4月1日以降において、日本国内で250床以上の一般病床を有する病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

(1) 交付期間

公告の日から平成25年8月14日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）

(2) 交付方法

6(7)に掲げる場所で交付する。

4 入札参加資格要件の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する応募者は、一般競争入札参加資格要件確認申請書及び必要書類（以下「参加資格要件確認書類」という。）を提出して、入札参加資格要件の確認を受けなければならない。

(2) 参加資格要件確認書類の受付

ア 受付期間

平成25年8月13日（火）から同月14日（水）までの執務時間中

イ 受付場所

6(7)に掲げる場所で受け付ける。

ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 入札参加資格要件の確認の結果は、参加資格要件確認書類を提出した応募者の代表企業に対して、平成25年 8月19日（月）までに、書面により通知する。

オ その他

- ア 参加資格要件確認書類の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出された参加資格要件確認書類は、返却しない。
- ウ 詳細は、入札説明書等による。

5 入札の手続

4により入札参加資格要件の確認を受けた者は、入札説明書等で規定する入札書及び提案内容を記載した資料（以下「入札提出書類」という。）を次のとおり提出すること。

(1) 入札提出書類の提出日時及び提出場所

ア 提出日時

平成25年 9月 4日（水）から同月 5日（木）午後 3時00分まで

イ 提出場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2
愛媛県公営企業管理局総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(3) 郵送による入札の取扱い

郵送による入札の場合は、入札提出書類は、書留郵便により、平成25年 9月 5日（木）午後 3時00分までに、6(7)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年 9月 5日（木）午後 5時00分

イ 場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2
愛媛県公営企業管理局大会議室（愛媛県庁第二別館 2階）

(5) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 入札書に記載する入札金額は、平成26年10月13日から平成32年10月12日までの、保守費用を含む、6年間の借入代金（ただし、医事会計システムは平成26年 2月 1日から平成32年10月12日までの、保守費用を含む借入代金）を記載すること。なお、詳細については入札説明書等を参照すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効等

ア 入札参加資格要件を有しない者及び入札参加資格要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格要件を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格要件を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県公営企業管理局にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

(6) 落札者決定基準

落札者決定基準の詳細は、入札説明書等による。

(7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話番号 (089)912 2794

(8) その他

詳細は、入札説明書等による。

7 Summary

(1) Nature and quantity: Project of Hospital Information System for the Ehime Prefectural Imabari Hospital

(2) Time limit of tender: 3:00 p.m., 5 September 2013

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794